
ロシアに対する欧州連合（EU）の制裁の展開

—第8および第9パッケージを中心に—

日本大学危機管理学部 准教授 大八木時広

- I はじめに
- II 第8パッケージによるEUの対ロシア制裁
- III 第9パッケージによるEUの対ロシア制裁
- IV 第8および第9パッケージに関する考察
- V おわりに

I はじめに

1 問題の所在

2022年2月24日、ロシアによるウクライナ侵攻が勃発すると、アメリカやヨーロッパ各国はウクライナに対する軍事的・経済的支援を実施し、ロシアに対する制裁を発動した。こうした支援と制裁が、その後のウクライナによる反撃の原動力と考えられ、そこでアメリカと共に中心的なアクターとなったのが欧州連合（EU）である。対ロシア制裁に関して、EUはパッケージ形式で制裁を実施し、本稿執筆時の2023年8月の時点で11のパッケージが発動されている。ここで問われるのは支援や制裁の内容と効果である。

EU研究をフィールドとする論者は以前、欧州連合（EU）の7つの対ロシア制裁パッケージを取り上げた¹。EUによる制裁はその後にも継続され、第8～第11パッケージへ続いた。前述の先行研究は2022年2月～8月を分析対象としており、それ以降は分析から抜け落ちていた。EUの制裁の全体像を把握するため第7パッケージ以降の制裁についても分析する必要がある。本稿ではその穴を埋めるべく、第8パッケージ²および第9パッケージ³に着目し、それらについて分析と考察を行う。具体的には両者の内容、過去のパッケージとの関連性、両者の共通点と相違点について考察する。第10および11パッケージは紙面の都合から別稿で取り上げる。EUによる対ウクライナ（軍事的・人道的・財政的などの）支援に関する別稿を予定している。筆者としては、こうした分析を試みることによってウクライナ侵攻に関するEUの対応の解明に貢献しようとしている。

2 先行研究

経済制裁全般については多くの先行研究が存在する。長谷川（2018）はEUの対ロシア制裁について論じたものではないが、経済制裁における従来の議論が、ターゲットを譲歩させ制裁の発動国の望む方向にその行為を修正させることができたかどうかという「強制」の視点に議論が集中さ

れてきたと指摘する。制裁における強制という目的だけではなく、制裁対象国以外の国へのシグナリング、および制裁対象国の封じ込めという目的にも着目すべきことを指摘した⁴。

Schottは米を含めた各国の対ロ制裁に関して、こうした制裁がロシアの輸入を急激に圧迫し、同国の軍と産業に以前よりも高コストかつ低品質の物資を国の内外で調達するよう強い、緩やかにロシア政府の財政を圧迫し始めていると論じた。Schottの分析は、制裁コストが時間の経過と共にロシアの戦争遂行能力を損なうという点にある⁵。

現時点で制裁パッケージの観点からEUの対ロシア制裁を分析した先行研究は大八木（2023）であり、同論文において第1～第7パッケージが分析された⁶。また同論文において、いずれのパッケージも特定部門が対象とされる経済制裁と特定の個人や団体が対象とされる個別制裁の二本柱で構成され⁷、戦争の行方に直結する防衛部門のみならず、金融や貿易など広範な部門が対象であることが明らかにされた⁸。個別制裁に関して、プーチン大統領やラブロフ外相などロシアの権力中枢の個人のみならず、プーチン政権を支持するオリガルヒ、情報戦やロシア占領地域における住民投票に関与する個人や団体などが対象であることも明らかにされた⁹。

以下、本稿の構成について、Ⅱにおいて第8パッケージが採択された背景、その目的、制裁内容、Ⅲにおいて、第9パッケージが採択された背景、その目的、制裁内容が明らかにされる。Ⅳにおいて、第8および第9パッケージに関して考察される。Ⅴにおいて、第8および第9パッケージの共通点と相違点が指摘され、最後に今後の研究上の課題が示されて本稿の締めくくりとされる。

Ⅱ 第8パッケージによるEUの対ロシア制裁

1 第8パッケージの背景と目的

2022年10月6日、EU理事会（以下、理事会と記す）は対ロシア制裁の第8パッケージを採択した¹⁰。これは経済制裁と個別制裁という従来のパッケージの構成を引き継ぐものであった。その採択の背景として、ウクライナへのロシアの攻撃の激化、ロシアによるウクライナのドネツク、ヘルソン、ルハーンシク、ザポリージャ地域の違法な併合が挙げられる。すでにG7は9月23日、こうした住民投票を偽りのものとし、ロシアが住民投票という形でその正当性を得ようとしたことを強く非難する声明を出した。その中で、ロシアはウクライナの主権と領土の地位を変更する口実として住民投票を利用しており、G7の指導者はこれらの住民投票を決して認めないだろうとしている¹¹。EUはすでに9月22日、上級代表による宣言の中で当該住民投票を強く非難し¹²、9月28日、当該住民投票とその結果を決して認めない旨を表明した¹³。この宣言の中で、住民投票の組織化に関与したすべての者は責任を問われ、EUによって制裁が課されるとされた¹⁴。EUは、ロシアがウクライナ全土から即時、完全かつ無条件で全軍を撤収することを要求し、上記の目的のためウクライナを支持し続けることを宣言した。9月30日、欧州理事会は声明を採択して、その中で、ロシアによる上記4地域の違法な併合を断固として拒み、非難した¹⁵。この声明の中でEUは、ロシアが

ルールに基づく国際秩序を故意に損ない、国連憲章と国際法に記された中核原理たる独立、主権そして領土の一体性へのウクライナの基本的権利をあからさまに侵害することによってグローバル安全保障を危険にさらしているとした。欧州理事会は、こうした違法な併合を明確に拒むようすべての国家と国際機関に呼びかけ、ウクライナがロシアの侵略に対して自衛する正当な権利を行使し、さらに国際承認された境界線内において占領された領土を解放する権利を有することを想起した¹⁶。

EU理事会は第8パッケージの目的として、第一にロシアの政府と経済へ圧力を強めること、第二にロシアの軍事を弱めること、第三にロシアにウクライナ戦争におけるエスカレーションの代償を払わせることを挙げている¹⁷。以上の三点をふまえて、EUのボレル上級代表は次のように述べた。「ロシアに対抗するこの新たな制裁パッケージは、プーチンの戦争機械を止め、そして偽の「住民投票」とウクライナ領土の違法な併合によるプーチンのエスカレーションに反応するというわれわれの決意の証しである。われわれはさらにロシアの戦争経済に打撃を与え、ロシアの輸出入の能力に制限を課し、そしてロシアのエネルギーへの依存からわれわれ自身を解放するための歩みを速めている¹⁸。」

2 第8パッケージにおける経済制裁

第8パッケージの内容として3項目が挙げられる¹⁹。第1が、第三国向けのロシア産石油の海上輸送に関連する価格の上限設定（いわゆるプライスカップ）、および原油・石油製品の海上輸送に関する制限の設定である。また原油およびロシア原産またはロシアから輸出されている石油製品の第三国への海上輸送に関して、輸送の提供、技術支援の仲介サービス、融資または資金援助の提供が禁止された²⁰。価格の上限設定に関連して特例が認められ、事前に設定された価格の上限以下で石油または石油製品が購入された場合、輸送およびこれらのサービスの提供は許可される。理事会が価格の上限設定の導入を全会一致で決定した日から、EUの船舶が石油製品を第三国へ海上輸送することが禁止される。価格の上限設定によってロシアが石油から得る収入は減ると想定された²¹。

第2が、ロシアの軍事的および技術的強化に役立つ品目の制裁リストへの追加であり、こうした強化、防衛保障部門の発展に役立つ可能性のある品目の制限リストが拡大された。このリストには非人道的な扱いに用いられる電子部品、化学物質などが含まれ、また民間の銃器およびその部品と弾薬、軍用車両と装備、準軍事装備、スペアパーツの販売、供給、譲渡または輸出が禁止された²²。

第3が、ロシアとの貿易およびサービスに関する制限の追加であり、ロシア原産またはロシアから輸出される鉄鋼製品の輸入禁止措置が延長された²³。また木材パルプと紙、たばこ、プラスチック、化粧品、宝石や貴金属（宝飾品産業で用いられる素材）などにさらなる輸入制限が課された。航空部門で用いられる機器の販売、供給、譲渡、輸出にも制限が課された。サービス面では、ロシア人およびロシアに居住する者への暗号資産ウォレット、アカウントまたは保管サービスの提供が完全に禁止されたが、暗号資産の総額は問われない。またロシアへの建築およびエンジニアリング、ITコンサルティング、法務顧問のサービス提供が禁止された²⁴。さらに理事会は、ドネツク

州とルハンシク州におけるロシア支配地域から EU 域内への商品の輸入を禁じ、新たに 10 月 6 日の時点でザポリージャ州とヘルソン州についても同様の措置を決定した²⁵。

3 第 8 パッケージにおける個別制裁

EU は第 8 パッケージにおいて、以前のパッケージと同様の個別制裁を実施した²⁶。ロシアによる「住民投票」の組織化に関与した個人や団体、ロシア国防省の高官など防衛部門の代表者、フェイク情報を広めている著名人など、30 名の個人と 7 団体が個別制裁の対象となった²⁷。とくに 4 地域における「住民投票」やそれらの併合において重要な役割を果たした個人、防衛産業部門においては JSC カラシニコフ・コンサルーンの前筆頭株主アラン・ルシニコフやロシアの国防大臣などが含まれる点が注目される²⁸。

またフェイク情報の発信、拡散そして情報操作に関与した個人が個別制裁の対象とされた²⁹。プーチンはロシアの歴史上の出来事、とりわけ大祖国戦争を政治的道具として利用してきた。大祖国戦争のレトリックはプーチンにとって自らの行動を正当化するための源泉であり、このレトリックが情報戦における武器として多用されてきた経緯がある³⁰。またプーチン政権に近い立場を取るとされている思想家のアレクサンダー・ドウキン、歌手のユリア・チチェリーナやニコライ・ラストルゲフなど³¹、政治・軍事部門にとどまらずに思想や文化などの分野からウクライナ侵攻に協力したとされる人物へ個人制裁を課す点に、EU がこの戦争をハイブリット戦争的視点で捉えていることが見受けられる。なお個別制裁の対象者について、資産凍結の対象となり、EU の市民と企業から彼らへの資金提供の禁止、EU への旅行の禁止、EU 域内への入国または通過の禁止の措置がとられた³²。

制裁対象の 7 団体には³³、ロシア連邦の中央選挙管理委員会（占領地での選挙と住民投票の組織化を担当）、Goznak（安全保障部門の製品の製造を行うロシアの国有企業）などの軍需企業が含まれる³⁴。ここでは軍事部門のみならず、住民投票などに関連した団体が制裁対象に含まれることが注目される。理事会はまた、EU の制裁の回避を手助けした者はウクライナの領土の一体性、主権および独立を弱体化させる可能性が高いとみなし、制裁リストの基準を拡げる決定を下した³⁵。

III 第 9 パッケージによる EU の対ロシア制裁

1 第 9 パッケージの背景と目的

EU 理事会は、ロシアによるウクライナへの攻撃が市民や民間インフラを標的としてエスカレートしている状況を憂慮し、2022 年 12 月 16 日、対ロシア制裁の第 9 パッケージを採択した³⁶。すでに 10 月 12 日の国連総会において、ロシアによるウクライナの 4 地域の併合を違法なものとして非難する決議が採択され、その併合を承認しないよう各国に求め、この違法な併合の試みを反転させるようロシアへ要求がなされた³⁷。さらに決議では、これらの 4 地域が侵攻の結果としてロシアに

よって占領され、ウクライナの領土保全、主権、政治的独立が侵害されたことが指摘された³⁸。第9パッケージが国連総会決議を受ける形で採択されたことは、EUの制裁パッケージは単独制裁ではなく国連制裁であることを示している³⁹。

EUの立場は、ウクライナとその国民を断固として支持し、国際的に認められた国境においてその独立、主権そして領土保全を支持することにある⁴⁰。ボレル上級代表は第9パッケージの目的について次のように述べている。「プーチン大統領が食糧と飢餓をウクライナに対する兵器とした後、冬を兵器とすることによって何百万人ものウクライナ人から意図的に水、電気、暖房を奪っている。EUはこのエスカレーションと戦争犯罪に強力な制裁の第9パッケージで応じる。われわれ（EU側）は引き続き（ロシアの）経済を標的として、この残忍な戦争に加担する人々を攻撃する⁴¹。」

2 第9パッケージにおける4項目

第9パッケージにおける制裁の主たる柱は輸出管理と制限であり、デュアルユースの製品と技術、ロシアの軍産複合体に関連した団体へ制裁リストが拡大され、防衛部門の技術強化に役立つような製品と技術に新たな輸出管理と制限が課された。これによってロシアの兵器に用いられる可能性のある、化学物質、神経剤、暗視機器、無線操縦機器、電子機器およびパーツ類をロシアが自由に取引できなくなった⁴²。

このパッケージでは第1に、ロシアおよびロシアにドローンを供給し得る第三国へドローンのエンジンを直接輸出することが禁止された⁴³。EUは以前のパッケージにおいて航空および宇宙産業関連の製品や技術の対ロシア輸出を禁止し⁴⁴、今回その対象をさらにドローンのエンジンに拡大した。

第2に、デュアルユースの製品と技術をロシアに輸出することが禁止された⁴⁵。こうした措置は第2パッケージから着手され、第7パッケージでは先端技術と併せて輸出管理が強化された。近年、軍事と民生の技術の境界線が曖昧になっており、民生の技術、製品、部品は兵器に転用され得る。デュアルユースの製品と技術が輸出管理や制限の対象とされなければ制裁は実効性を伴わないと考えられる。

第3に、ロシアの鉱業部門への新規投資が禁止された⁴⁶。エネルギー部門に関してはすでに第2パッケージから制裁が発動され、第9パッケージにおいてEUの禁止措置は拡大された。

第4に、ロシア地域開発銀行との取引が禁止された⁴⁷。第3パッケージにおいてEUとロシア中央銀行との取引が禁止され、ロシアの銀行7行はSWIFTから排除された⁴⁸。第6パッケージではロシアの銀行3行とベラルーシの銀行1行がSWIFTから排除されており⁴⁹、第9パッケージにおいて、ロシアの銀行に関する資産凍結や取引停止といった過去の措置は拡大された。

第5に、EUの広告、市場調査と世論調査、製品テストと技術検査のロシアへの提供が禁止され⁵⁰、コンサルティング業の部門においても制裁が拡大された。この種の措置は過去の制裁パッ

ケージにみられず、第9パッケージにおいて初めて試みられた。

3 第9パッケージにおける放送部門への制裁

EUは制裁の一環としてロシアの放送局のEU域内での放送ライセンスを一時停止した⁵¹。ロシアの放送局に対しては、すでに第3および第6パッケージにおいて制裁が課された。EUによれば、これらの放送局は、ロシア政府の恒久的、直接的または間接的管理下のいずれかにあり、ロシアの侵略を正当化し、ウクライナへの国際的支援を弱めるために継続的かつ連携してフェイク情報やプロパガンダを発信したとされている⁵²。今回の措置はそれに対抗する目的がある。ただし基本権憲章を考慮して、上記の報道機関とそのスタッフがEU域内で調査やインタビューといったような放送以外の活動をおこなうことは妨げられない⁵³。

4 第9パッケージにおける個別制裁

EUは新たに141名の個人、49団体に制裁を課す決定を下した⁵⁴。この決定は本パッケージの不可欠な要素とされ、ロシア連邦政府、議会、司法機関の指導者らが対象とされた。この制裁に関して、ボレル上級代表は「ウクライナの穀物の略奪の責任者、ウクライナ国民や子供たちの強制送還の責任者、情報を体系的に操作して公共空間を汚染している組織が制裁を受けている」旨を表明している⁵⁵。制裁リストに追加されたのは、ロシアの軍人、上下両院（ロシア議会の上院である連邦評議会と下院である国家議会）の議員たち、閣僚や知事などである。またウクライナの民間人や重要インフラに対するミサイル攻撃、ウクライナの子供たちの誘拐とその後の不法な養子縁組の責任者、すでに制裁を受けている個人の家族、ウクライナに対するプロパガンダとフェイク情報の責任者、ウクライナの農産物を略奪した責任者も対象に含まれた。なお制裁対象となる団体には、モスクワ信用銀行、JSC Dalnevostochniyなどの銀行、防衛産業、与党「統一ロシア」を始めとした政党、クレムリンのプロパガンダの中核を成すとみなされているメディア、そして民兵組織が含まれた⁵⁶。

本パッケージの決定の時点では、累計して1386名の個人、171団体が制裁対象となっている。制裁対象となった個人には、資産凍結の措置、彼らに対するEUの市民と企業からの資金提供の禁止、EU域内への旅行禁止、EU域内への立ち入りまたは通過の禁止などの措置が課せられた⁵⁷。

本パッケージにおいてEU加盟国の市民には、ロシアの国営の法人や団体でいかなる役職に就くことも禁止された⁵⁸。この点には、EUがその市民をロシアから引き離そうとする姿勢が見られる。同時にEU市民がロシアの団体等において高い報酬などの好待遇を受けて取り込まれるのを防ぐ狙いがある。個別制裁において、軍事的・経済的にロシアへ打撃を与え得るような部門のみならず幅広い分野の個人が標的とされた。

IV 第8および第9パッケージに関する考察

1 第8パッケージに関する考察

本章ではまず第8および第9パッケージそれぞれについて、さらに両者の共通点と相違点について考察する。第1に、第8パッケージでは第三国向けロシア石油の海上輸送に関連して価格の上限が設定され、原油・石油製品の海上輸送に関して制限された。エネルギー部門への制裁は、すでに第2、第4、第5、第6パッケージにおいて実施されてきた。第2パッケージでは特定の石油精製製品および関連技術のロシアへの輸出等の禁止⁵⁹、第4パッケージでは、ロシアのエネルギー部門への新規投資の禁止、エネルギー産業に関する包括的輸出制限が行われた⁶⁰。第5パッケージでは、石炭などの輸入禁止措置が取られ⁶¹、第6パッケージでは、ロシアからEUへの石油および石油精製製品の購入、輸出または移転が禁じられた⁶²。第8パッケージには、こうした措置を海上輸送という観点から強化する狙いがある。ここには石油というロシア経済の中核に打撃を与え、経済力の観点からロシアの戦争遂行能力を弱体化させようとするEUの制裁目的が反映されている。

第2に、ロシアの軍事的および技術的強化に役立つ品目の制裁リストへの追加である。これに関連して第2パッケージではすでにデュアルユースの製品と技術の対ロシア輸出が制限され、とりわけロシアの安全保障部門の技術向上に役立つドローン、半導体、先端技術を用いた製品などの輸出が制限された⁶³。第7パッケージではロシアの防衛部門の強化に役立つ品目の制限リストが拡大され、デュアルユースおよび先端技術に対する輸出管理が強化された⁶⁴。第8パッケージはこうした措置の拡大版であることがわかる。ウクライナの反撃において欧米から供与された高性能兵器がロシアに大きな損害を与えており、先端技術の有無は戦局の行方を大きく左右しつつある。こうした部門へのEUによる制裁はロシアに打撃となろう。ドローンに関してウクライナ侵攻では偵察から攻撃に至るまでその役割が大きくなっており⁶⁵、EUの制裁はこの点で的を得たものといえる。ただし民生のドローンやパーツは、制裁に加わっていない国から調達することが容易であり、その点は制裁の抜け道となり得る。

第3に、貿易の制限に関して、すでに第4パッケージで鉄鋼および貴金属等の高級品（ロシアへ潤沢な収入をもたらすとされる）の輸出管理が行われた⁶⁶。第5パッケージでは木材、セメント、シーフード、酒などのEUへの輸出が禁じられ、EUからロシアへのジェット燃料等の輸出が禁じられた⁶⁷。第7パッケージでは金・宝飾品の取引が禁じられ、前出のようにデュアルユースや先端技術に関する輸出管理が強化された⁶⁸。第8パッケージでは、前出した第4、第5および第7パッケージの措置が引き継がれ、木材、パルプ等、宝石や貴金属等の輸入制限が行われた。第8パッケージではロシア原産またはロシアから輸出される鉄鋼製品の輸入禁止措置が延長され、第4パッケージによる輸出管理措置が拡大された。また航空部門で用いられる製品のロシアへの販売、供給、譲渡、輸出等にも制限が課され、第2パッケージによる措置が引き継がれた。デュアルユースの技術および製品は軍事に転用可能であり、そこにはロシアによる軍事転用を完全に封じようとするEUの方針がみられる。

サービス部門に関しては過去の7パッケージすべてにおいて制限措置がとられており、第8パッケージはその延長上に位置づけられる。第8パッケージでは、第5パッケージにおける暗号資産ウォレットへの預金の禁止措置と連動してロシア人およびロシアに居住する者への暗号資産ウォレット、アカウントまたは保管サービスの提供が完全に禁止された⁶⁹。また第8パッケージでは第6パッケージにおける措置が引き継がれ⁷⁰、ロシアへの建築およびエンジニアリング、ITコンサルティング、法律顧問のサービス提供が禁止され、サービス部門における制裁が拡大された。

特定の個人と団体に関する制裁については、第1パッケージ以来⁷¹、第8パッケージに至るまで踏襲された。そこではウクライナの領土保全、主権、独立を弱体化または脅かす役割を果たしている特定の個人が制裁の対象となっている。第8パッケージにおいて、ロシアによってウクライナの4地域で行われた住民投票がEUによって問題視され、この点への対応が本パッケージの特徴となる。すなわち当該住民投票の組織化や4地域の併合において重要な役割を果たしたとされる人物が制裁対象となった。防衛部門に関する個人、そしてフェイク情報の発信や拡散および情報戦に関わる個人も、第5パッケージを引き継ぎ制裁対象とされ⁷²、重点的な制裁対象となった。

以上の考察から第8パッケージはそれ以前の制裁を基盤として強化されたことがわかる。エネルギー部門、安全保障部門にとりわけ重点が置かれ、ロシア政府の歳入に打撃を与え、かつロシアの戦争遂行能力や軍事物資の調達という面にインパクトを与えようとするEUの意図を読み取ることができる。こうした点からデュアルユースの製品と技術が制裁の対象部門として取り上げられるのは当然といえよう。

2 第9パッケージに関する考察

第9パッケージの制裁内容に関して、第1に、ドローンに関するEUの制裁措置が強化され、ロシアおよびロシアにドローンを供給し得る第三国へドローンのエンジンを直接輸入することが禁止された⁷³。ドローン自体は第2パッケージですでに輸出禁止の措置が取られ、ロシアがEUからドローン及び関連パーツを入手することはきわめて困難となった⁷⁴。ウクライナの戦局におけるドローンの役割を考慮すると、こうした措置がロシアに軍事的に大きな影響を及ぼし得ることが考えられる。

第2にデュアルユースの製品と技術の対ロシア輸出が禁止された⁷⁵。この措置はすでに第2、第7パッケージにおいて着手され⁷⁶、第9パッケージにおいて補強された。ただし民生品としてロシアに輸出された後、特定の部品を取り外して兵器などに組み込むことが想定され、デュアルユースの製品と技術に関する輸出管理の困難さが示されている。

第3に鉱業部門およびエネルギー部門への投資が禁止された⁷⁷。エネルギー部門はロシアにとって主な国家収入源であり、第2パッケージにおいて石油精製製品等の対ロシア輸出管理が行われた⁷⁸。第4パッケージではエネルギー部門への新規投資が禁止され、同部門に関する輸出制限措置がとられた⁷⁹。しかしエネルギー資源に関しては、グローバルサウスの国々などロシアが新たなカスタ

マーを見出すことは困難ではなく、エネルギー部門に関する制裁の限界が現れている。

第4にロシア地域開発銀行との取引が禁止された⁸⁰。金融部門については第3パッケージにおいてロシア中央銀行との取引が禁止され、第9パッケージではこの措置が補強された。第3パッケージにおいてロシアの銀行7行⁸¹、第6パッケージにおいてロシアの銀行3行、ベラルーシの銀行1行がSWIFTから排除され⁸²、EUがロシアの金融部門に広範にわたり制裁をかけている。欧州諸国などからの海外投資を必要とするロシアの経済および企業にとって、上記の制裁は手痛い打撃となり得る。

第5にEUは広告、市場調査そして公的世論調査業務をロシアへ提供することを禁じた⁸³。この分野への制裁実施は初となる。こうした措置はEUによる対ロ制裁が軍事部門などから広範な部門に拡大されたことを示すが、他方EUによる制裁可能な部門が減りつつあることを示している。

以上の考察から第9パッケージでは広告業への制裁など全く新規の部門への措置もみられるが、過去の制裁内容が踏襲され、補強されたことが明らかにされた。従ってEUによって、9つのパッケージの総体としてロシアに対する制裁が試みられていることが指摘できる。

3 第8および第9パッケージの共通点と相違点に関する考察

第8および第9パッケージの共通点として、両者とも制裁内容が経済制裁と個別制裁によって構成されている点が挙げられる。経済制裁に関しては、全面禁輸ではなく特定の部門に的を絞った措置が取られることに共通点がある。個別制裁に関しては、制裁対象が特定の関係者や団体に厳密に絞り込まれたことに共通点がある。

相違点は、具体的にどの部門に制裁の重点を置くかにある。第8パッケージにおいて海上輸送の制限、軍事に直接役立つ品目の輸出制限などの措置が採用され、第9パッケージにおいてドローンのエンジンやデュアルユースの製品と技術に関する輸出禁止などに重点が置かれた。また第6パッケージを受ける形で第9パッケージにおいてコンサルタント業が制裁対象となって、サービス部門への制裁が強化された点は、第8パッケージとの違いである。個別制裁に関して、第8パッケージにおいてウクライナの4地域における住民投票に関与した個人や団体が制裁対象とされ、他方で第9パッケージにおいて民間人や民間インフラに対するミサイル攻撃、ウクライナの子供たちの連れ去り、プロパガンダとフェイク情報、ウクライナの農産物の略奪など、制裁対象となる事例に違いがみられる。

V おわりに

第8および第9パッケージはそれ以前のEUによる制裁パッケージや対ウクライナ支援全体から俯瞰してどのように位置づけられるだろうか。制裁という観点からは、第9パッケージにおけるドローンのエンジン輸出禁止などの項目を除き、おおむね過去のパッケージを引き継いだ制裁項目

となっている。EUによる制裁にはロシアに対する懲罰的性格がみられる一方、それ以上にロシアの戦争遂行能力に打撃を与えることによって、間接的ながらウクライナを支援する意図を読み取ることができる。このことから第8および第9パッケージが過去のパッケージの拡大強化版であり、EUの対ロシア制裁の方針に変更はみられない。他方でEUが新たな制裁部門を見つけるのは困難になりつつあることを指摘しておく。

今後の研究上の課題として、まず制裁パッケージに関する政策決定過程の解明が挙げられる。現時点ではこの過程に関する一次資料が十分に入手できる状況にはなく、今後の研究課題となる。また経済制裁に関して必ず問題となるのが効果判定である。第8および第9パッケージがロシアにどのような打撃を与え、その行動変容にどのような影響を及ぼしたのか、ウクライナの戦況にどのように影響を及ぼしたのか明らかにされる必要がある⁸⁴。ただし制裁の効果が相手の行動変容を強制することだけではない点は先行研究の示す通りである⁸⁵。

経済制裁についての一般的教訓として、第一に制裁は即効性に欠けるが時間の経過と共に影響が増し、第二に制裁の標的国が報復として行う対抗措置は制裁を実施する側に大きなコストを強い、第三に標的国に対する首尾一貫して調整された制裁を続けることが制裁を発動する側の政策有効性と持続性にとって重要であることが指摘される⁸⁶。こうした点を踏まえた論考がEUの制裁パッケージに関する分析の今後の課題となる。またEUの制裁パッケージが、ウクライナに対する軍事的・財政的・人道支援的・政治的支援の中でどのような役割を果たしているか考察することによって、ウクライナ戦争における当該パッケージの役割と意義が明らかにされる必要がある。さらにEUによって実施される第9パッケージ以降の制裁に関して解明される必要がある。これらが今後の研究課題となる。

¹ 大八木時広「ロシアのウクライナへの軍事侵攻に対する欧州連合（EU）の制限的措置—七つのパッケージを中心に—」『危機管理学紀要』、第7号、2023年、62-75頁。

² The Council of the EU (6th October 2022), *EU adopts its latest package of sanctions against Russia over the illegal annexation of Ukraine's Donetsk, Luhansk, Zaporizhzhia and Kherson regions*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/10/06/eu-adopts-its-latest-package-of-sanctions-against-russia-over-the-illegal-annexation-of-ukraine-s-donetsk-luhansk-zaporizhzhia-and-kherson-regions/> (2023/1/30最終アクセス)。以下ではThe Council of the EU (2022) 8th package (A)と略す。

³ The Council of the EU (16th December 2022), *Russia's war of aggression against Ukraine: EU adopts 9th package of economic and individual sanctions*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/12/16/russia-s-war-of-aggression-against-ukraine-eu-adopts-9th-package-of-economic-and-individual-sanctions/> (2023/1/30最終アクセス)。以下ではThe Council of the EU (2022) 9th package (A)と略す。

⁴ 長谷川 将規 (2018)「経済制裁をめぐる4つの問い—より適切な理解のために」湘南工科大学紀要、第52巻 第1号、103-116頁。

⁵ Schott, J.J. (2023), "Economic sanctions against Russia: How effective? How durable?", Peterson

Institute for International Economics, *Policy Brief* 23-3, p1.

⁶ 大八木 (2023年)。

⁷ 大八木 (2023年)。全面的経済制裁はその非人道性が問題視され、制裁対象となる行為の責任を持つ個人や組織に対して直接働きかけるターゲット制裁の方式が取られるようになった。鈴木一人 (2022年) 「検証 エコノミック・ステイトクラフト」、『国際政治』、第206号、2頁。EUはすでに2007年以来、対イラン制裁でこの方式を用いている。Ghodsi, Mahdi and Huseyin Karameliki, (2020), *The impact of sanctions imposed by the European Union against Iran on their bilateral trade: General versus targeted sanctions*, The Vienna Institute for International Economic Studies (wiiw), wiiw Working Paper No.181, p.1-2, p.20.

⁸ 大八木 (2023年)。

⁹ 大八木 (2023年)。

¹⁰ The Council of the EU (2022) 8th package (A)

¹¹ G7 (23th September 2022) statement (The White House),

<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/09/23/g7-leaders-statement-3/> (2023/1/30最終アクセス)。

¹² EU(Borrel)declaration (22th September 2022),

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/09/22/declaration-by-the-high-representative-on-behalf-of-the-european-union-on-russia-s-war-of-aggression-against-ukraine/> (2023/1/30最終閲覧)。

¹³ European Commission(28th September 2022), *Press statement by the High Representative/Vice-President Borrell on a new package of restrictive measures against Russia*, https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/STATEMENT_22_5864 (2023/1/30最終閲覧)。The Council of the EU(28th September 2022),Ukraine:Declaration by the High Representative on behalf of the European Union on the illegal sham refernda by Russia in the Donetsk,Kherson,Luhansk and Zaporizhzhia regions,<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/09/28/ukraine-declaration-by-the-high-representative-on-behalf-of-the-european-union-on-the-illegal-sham-referenda-by-russia-in-the-donetsk-kherson-luhansk-and-zaporizhzhia-regions/> (2023/1/30最終閲覧)。

¹⁴ The Council of the EU(28th September 2022), Ukraine:Declaration.

¹⁵ The European Council (30th September 2022), *Statement by the Members of the European Council*,<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/09/30/statement-by-the-members-of-the-european-council/>(2023/1/30最終アクセス)。

¹⁶ The European Council (30th September 2022), Statement.

¹⁷ The European Council (30th September 2022), Statement.

¹⁸ The Council of the EU (2022) 8th package (A).

¹⁹ The Council of the EU (2022) 8th package (A).

²⁰ The Council of the EU (2022) 8th package (A).

²¹ The Council of the EU (2022) 8th package (A).

²² The Council of the EU (2022) 8th package (A).

²³ The Council of the EU (2022) 8th package (A).

²⁴ The Council of the EU (2022) 8th package (A).

²⁵ The Council of the EU (2022) 8th package (A).

²⁶ The Council of the EU (6th October 2022), *Latest package of sanctions in view of Russia's escalating aggression against Ukraine : EU adopts restrictive measures against an additional 30 individuals and 7 entities*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/10/06/latest-package-of-sanctions-in-view-of-russia-s-escalating-aggression-against-ukraine-eu-adopts-restrictive-measures-against-an-additional-30-individuals-and-7-entities/> (2023/1/31最終アクセス)。以下では、The Council of the EU (2022) 8th package (B) と略す。

²⁷ The Council of the EU (2022) 8th package (B).

- ²⁸ The Council of the EU (2022) 8th package (B). JSCカラシニコフ・コンサルーンは、いわゆるカラシニコフ銃の製造元として知られている。
- ²⁹ The Council of the EU (2022) 8th package (B).
- ³⁰ Grossier, Pierre, (2022) “Guerre d’Ukraine: un modèle coréen?”, *Politique étrangère*, p.11.
- ³¹ The Council of the EU (2022) 8th package (B).
- ³² The Council of the EU (2022) 8th package (B). アレキサンドル・ドウキンに関しては次を参照。小泉悠、(2022) 『「帝国」ロシアの地政学-「勢力圏」で読むユーラシア戦略』、東京堂出版、64頁。ドウキンの著作はいまだ邦訳されていない。
- ³³ The Council of the EU (2022) 8th package (B).
- ³⁴ The Council of the EU (2022) 8th package (B).
- ³⁵ The Council of the EU (2022) 8th package (B).
- ³⁶ The European Union (2022), *Timeline - EU restrictive measures against Russia over Ukraine*, <https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/history-restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/> (2022/12/26最終閲覧)。
- ³⁷ The United Nations General Assembly resolution (10 October 2022), *Ukraine :UN General Assembly demands Russia reverse course on attempted illegal annexation*, <https://news.un.org/en/story/2022/10/1129492> (2022/12/26最終アクセス)。
- ³⁸ The United Nations General Assembly resolution (10 October 2022).
- ³⁹ 国連制裁とは国際連合憲章に基づき安全保障理事会の決議によって発動される制裁であり、単独制裁とは各国が自らの国内法に基づいて独自に特定の政策目標を達成するために実施する制裁を指す。一部の地域機構は国連と同じように多国間制裁を行うことができるとされる。次を参照。鈴木 (2022) 2頁。EUによる対ロシア経済制裁（制裁パッケージ）はこの多国間制裁の一例である。なおEUによる制裁を国連制裁、国連制裁を補完する制裁、単独制裁の三種類に分類して論じたものとして次を参照。Biersteker, T. & C. Portela, (July 2015) “EU sanctions in context: three types”, *European Union Institute for Security Studies*, pp.1-4.
- ⁴⁰ The Council of European Union (16 December 2022), *Russia’s war of aggression against Ukraine: EU adopts 9th package of economic and individual sanctions*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/12/16/russia-s-war-of-aggression-against-ukraine-eu-adopts-9th-package-of-economic-and-individual-sanctions/> (2022/12/26最終アクセス)。以下ではThe Council of European Union (16 December 2022) (A) と記す。
- ⁴¹ The Council of European Union (16 December 2022) (A).
- ⁴² The Council of European Union (16 December 2022) (A).
- ⁴³ The Council of European Union (16 December 2022) (A).
- ⁴⁴ 大八木 (2023)。
- ⁴⁵ The Council of European Union (16 December 2022) (A).
- ⁴⁶ The Council of European Union (16 December 2022) (A).
- ⁴⁷ The Council of European Union (16 December 2022) (A).
- ⁴⁸ SWIFT (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication = 国際銀行間通信協会) とは国際決済制度の一種である。第9パッケージにおいて対象となったのは次の通りである。Bank Otkritie, Novikonom Bank, Promsvyazbank, Rossiya Bank, Sovcombank, Vnesheconombank, VTB Bank.
- ⁴⁹ 対象となったのは次の通りである。Sberbank、モスクワ・クレジットバンク、ロシア農業銀行とベラルーシ復興開発銀行。
- ⁵⁰ The Council of European Union (16 December 2022) (A).
- ⁵¹ ここに含まれる放送局は次の通りである。NTV/NTV Mir、Rossiya 1、REN TV、Pervyi Kanal。The Council of European Union (16 December 2022).
- ⁵² The Council of European Union (16 December 2022) (A).

- ⁵³ The Council of European Union (16 December 2022) (A).
- ⁵⁴ The Council of European Union (16 December 2022), *Russia's war of aggression against Ukraine :the EU blacklists additional 141 individuals and 49 entities*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/12/16/russia-s-war-of-aggression-against-ukraine-the-eu-blacklists-additional-141-individuals-and-49-entities/> (2022/12/26最終アクセス). 以下ではThe Council of European Union (16 December 2022) (B) と記す。
- ⁵⁵ The Council of European Union (16 December 2022) (B).
- ⁵⁶ The Council of European Union (16 December 2022) (B).
- ⁵⁷ The Council of European Union (16 December 2022) (B).
- ⁵⁸ The Council of European Union (16 December 2022) (B).
- ⁵⁹ The Council of the EU (25th February 2022), <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/02/25/russia-s-military-aggression-against-ukraine-eu-imposes-sanctions-against-president-putin-and-foreign-minister-lavrov-and-adopts-wide-ranging-individual-and-economic-sanctions/> (2022/8/5最終閲覧).
- ⁶⁰ The Council of the EU, (15th March 2022), *Russia's Military aggression against Ukraine:fourth EU package of sectoral and individual measures*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/03/15/russia-s-military-aggression-against-ukraine-fourth-eu-package-of-sectoral-and-individual-measures/> (2022/8/5最終閲覧)
- ⁶¹ The Council of the EU (8th April 2022), *EU adopts fifth round of sanctions against Russia over its military aggression against Ukraine*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/04/08/eu-adopts-fifth-round-of-sanctions-against-russia-over-its-military-aggression-against-ukraine/> (2022/8/6最終閲覧).
- ⁶² Special meeting of the European Council (30-31th May 2022), <https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/european-council/2022/05/30-31/> (2022/8/6最終閲覧).
- ⁶³ The Council of the EU (25th February 2022).
- ⁶⁴ The Council of the EU (21th July 2022), *Russia's aggression against Ukraine: EU adopts“maintenance and alignment”package*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/07/21/russia-s-aggression-against-ukraine-eu-adopts-maintenance-and-alignment-package/> (2022/8/6最終閲覧).
- ⁶⁵ The Council of the EU (25th February 2022).
- ⁶⁶ The Council of the EU (15th March 2022).
- ⁶⁷ The Council of the EU (8th April 2022).
- ⁶⁸ The Council of the EU (21th July 2022).
- ⁶⁹ The Council of the EU (8th April 2022).
- ⁷⁰ Special meeting of the European Council (30-31th May 2022).
- ⁷¹ (Fr) The Council of the EU (23th February 2022), *EU adopts package of sanctions in response to Russian recognition of the non-government controlled areas of the Donetsk and Luhansk oblasts of Ukraine and sending of troops into the region*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/02/23/russian-recognition-of-the-non-government-controlled-areas-of-the-donetsk-and-luhansk-oblasts-of-ukraine-as-independent-entities-eu-adopts-package-of-sanctions/> (2022/8/2最終閲覧).
- ⁷² The Council of the EU (8th April 2022).
- ⁷³ The Council of the EU (2022) 9th package (A).
- ⁷⁴ The Council of the EU (2022) 9th package (A).
- ⁷⁵ The Council of the EU (2022) 9th package (A).
- ⁷⁶ The Council of the EU (2022) 9th package (A).
- ⁷⁷ The Council of the EU (2022) 9th package (A).

⁷⁸ The Council of the EU (25th February 2022).

⁷⁹ The Council of the EU (15th March 2022).

⁸⁰ The Council of the EU (2022) 9th package (A).

⁸¹ The Council of the EU (28th February 2022), *EU adopts a new set of measures to respond to Russia's military aggression against Ukraine*,
<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/02/28/eu-adopts-new-set-of-measures-to-respond-to-russia-s-military-aggression-against-ukraine/> (2022/8/5最終アクセス).

⁸² Special meeting of the European Council (30-31th May 2022).

⁸³ The Council of the EU (2022) 9th package (A).

⁸⁴ EUの経済制裁全般を論じ、とくにその有効性について論考したものとして次を参照。Rácz,András.,O. Spillner and G.B.Wolf, (2023)“Why Sanctions Against Russia Work”, *Intereconomics*,Vol.58,No.1, pp.52-55.

⁸⁵ 長谷川 将規 (2018)。

⁸⁶ Schott,J.J. (2023), pp.10-11.